

(事 務 連 絡)
令和2年5月27日

保護者の皆様へ

小 郡 市 長 加 地 良 光
(子ども・健康部保育所・幼稚園課)

保育所等における登園自粛要請の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う登園自粛へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月14日、福岡県は「緊急事態措置を実施すべき区域の指定」を解除されましたが、本市におきましては、引き続き5月30日までの期間を感染予防体制の整備期間として、保護者の皆様に登園自粛のご協力をいただいております。

現在、福岡県では「新しい生活様式」の定着を図りながら休業要請も大幅に緩和されていることから、本市におきましても5月30日（土）をもって保育所等における登園自粛要請を終了することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、家庭保育による新型コロナウイルス感染拡大防止に多大なご貢献をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

なお、コロナ感染症は完全に終息した訳ではございませんので、引き続き各園では下記のとおり感染防止対策を講じた保育に努めてまいります。保護者の皆様におかれましても、お子さんの健康を第一に考え、毎日の検温と可能な範囲でのマスク着用など、感染防止に努めていただきますようご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 今後の対策のあり方について

保育所等において、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るため、持続的な感染防止対策を実施してまいります。

なお、再び地域で感染拡大のおそれが生じたときは、登園自粛要請を行う等の感染拡大防止対策を行う場合があります。また、保育所等の園児や職員が感染した場合は、原則その保育所は臨時休園することとなります。

2 具体的な対策について

国が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における感染拡大防止のための留意点」等に基づき、手指消毒、換気等、児童・職員の検温等の保健管理のほか、施設内の消毒、清掃等の衛生管理を徹底することにより、感染防止対策を日常的に実施する新たな園運営を行ってまいります。

- ※ 登園自粛に伴う5月分の保育料の返還につきましては、別途ご案内いたします。
- ※ 保育要件が誓約書による求職中の方で求職期間の延長を希望される方等は、ご相談ください。
- ※ 保育料のお支払いについてお困りの方はご相談ください。

【問い合わせ先】

小郡市保育所・幼稚園課

電話：72-6666(内線 723.724)